

押印（認印）見直しと本人意思確認に関する標準的な取り扱い

この度、行政手続きによる押印（認印）見直しにより、令和3年4月1日から「都市計画法」「平塚市まちづくり条例」の手続きにおける押印（認印）は求めないこととなりました。**【下記の（引き続き押印（実印）を求める書類）は除く】**

押印（認印）廃止に伴い、委任者の本人意思確認が必要であることから、標準的な取り扱いについてご案内します。

【申請者（事業者）の本人意思確認について】

- 申請者（事業者）が自ら申請や届け出を行う。
ご本人の確認ができる免許証等の提示をお願いします。
- 代理人が申請や届け出を行う場合
 - ①委任契約が確認できる書類の提出
例：申請者（事業者）が代理人に委任行為を行う旨が記載された契約書の写し（実印の押印があるもの、法人にあたっては法務局に提出した印鑑の押印があるもの）及び印鑑登録証明書の写し
 - ②電話連絡で申請者（事業者）へ委任行為について確認が取れた場合
例：申請者（事業者）へ本市職員が電話連絡をして、委任行為の意思確認及び本人確認をさせていただきます。
※申請者（事業者）の方へ個人的な質問（生年月日等）をお伺いして、本人確認をさせていただきます。あらかじめ代理人の方はその旨申請者（事業者）へお伝えくださるようお願いいたします。
※申請者（事業者）の確認ができた時点が書類の受理となります。
※申請者（事業者）への連絡が不都合な場合はご相談ください。

※ ①の提出、②の確認は、一例として開発許可申請、開発事業申請書などの一般的に処分行為とされるものについては、必須と考えています。

（引き続き押印（実印）を求める書類）

- 開発行為の施行等の同意書（第9号様式）平塚市開発行為等取扱規則第5条
- 開発許可承継申請に添付する書類
権原を取得したことを証するもの 平塚市開発行為等取扱規則第19条
- 都市計画法第34条第1号～14号に関する審査に必要な図書のうち、誓約書、念書、贈与証書、土地賃貸借契約書、承諾書
- その他、審査に必要な報告等を求める場合に押印を求める場合があります。

※各種申請書等手続き書類の訂正に関しては、原則訂正印も廃止となるため、すべて差替えとなります。ただし、委任行為の中で、訂正印が指定されている場合にはこの限りではありません。

上記のケースにあてはまらない場合などありましたら、お気軽にご相談ください。

（問い合わせ先）

開発指導課 開発調整担当 0463-21-8782
開発審査担当 0463-21-8789